

男女平等に関する苦情処理制度 制度の概要

●男女平等に関する苦情処理制度

市では、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第 23 条に基づき、市が実施する男女平等の推進に関する施策や、男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情の申立てができる「武蔵野市男女平等に関する苦情処理制度」を、平成 29 年 4 月から実施しています。

苦情の申立てがあったときは、市は「男女平等に関する苦情処理委員会」の意見を聴き、迅速かつ適切に処理を行います。

●どのようなことが申立ての対象となるのですか？

- 市が実施する
- ・男女平等の推進に関する施策
 - ・男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策

※市が実施する施策とは、原則として、法律、条例、行政計画などに基づき、市民等を対象にして実施する制度・事業のことをいい、個々の職員の言動、個々の許認可、審査、決定などは含みません。

●誰でも申立てることができますか？

この制度による申立てができる人は、次のとおりです。

- (1) 市内に在住、在勤、在学している人
- (2) 市内を主な拠点として活動している人
- (3) 市内で活動している事業者及び団体

●どのような手順で処理されるのですか？

- ・市長は、申立てのあった件について、男女平等に関する苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」とします。）に意見を求めます。
- ・苦情処理委員会は、市長の求めのあった件について、申立人や当該施策の担当課に事情を聴きます。
- ・苦情処理委員会は、調査結果に意見を付して、市長に報告します。
- ・市長は、苦情処理委員会からの報告後、速やかに苦情処理結果をまとめ、申立人に通知します。
- ・苦情処理にあたっては、個人情報の保護に十分配慮します。

●苦情処理委員会の委員はどのような人ですか？

- ・男女共同参画に識見のある人や弁護士で、武蔵野市男女平等推進審議会の委員の中から市長が委嘱します。人数は 3 人以内です。

●申立ての方法は？

- ・「武蔵野市男女平等に関する苦情申立書」に必要事項を記入し、男女平等推進センター窓口まで直接お持ちください。郵送の場合には、下記へお送りください。
〒180-0022 武蔵野市境 2-3-7 武蔵野市立男女平等推進センター
- ・申立書の様式は、男女平等推進センター窓口のほか、下記の p d f ファイルよりダウンロードできます。